

## 第 10 次北海道職業能力開発計画の策定について

### 1 都道府県職業能力開発計画について

職業能力開発促進法第 7 条第 1 項において、「都道府県は、（国が定める）職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。」と規定されている。

また、同条第 2 項において、都道府県職業能力開発計画においては、おおむね次の事項を定めるものとされている。

- ① 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ② 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ③ 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

道においては、環境の変化に対応した労働者の職業能力開発を促進するため、昭和 46 年度から 9 次にわたり「北海道職業能力開発計画」を策定し、種々の施策を展開している。

### 2 第 10 次北海道職業能力開発計画の策定

職業能力開発をめぐる環境の変化や経済・雇用情勢などの変化に応じ、また、国が平成 28 年に策定予定の第 10 次職業能力開発基本計画に基づき、第 10 次北海道職業能力開発計画を策定する。

- 策定時期 平成 28 年 9 月（予定）
- 計画期間 平成 28 年度から 32 年度まで（5 ヶ年計画）

### 3 策定までのスケジュール（案）

時期		内容
27 年度	平成28年 2月	・労働審議会報告（職業能力開発部会への付託）
28 年度	4～5月	・国の職業能力開発基本計画の告示 ・職業能力開発部会への意見聴取
	7月	・道議会（経済委員会）へ素案を報告 ・パブリックコメント（道民意見募集手続き）
	9月	・第 10 次計画策定 ・道議会（経済委員会）へ策定を報告

#### <参考> 第 9 次北海道職業能力開発計画について

- 策定日 平成 23 年 11 月 21 日
- 計画期間 平成 23 年度～27 年度（5 ヶ年計画）

#### ○構成

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 第 1 部 総説            | 1 計画のねらい                 |
|                     | 2 計画の期間                  |
| 第 2 部 職業能力開発を取り巻く環境 | 1 少子高齢化と人口減少社会           |
|                     | 2 道内経済・産業の動向             |
|                     | 3 雇用・就業の動向               |
| 第 3 部 職業能力開発施策の実施目標 | 1 時代のニーズに対応した人材育成の推進     |
|                     | 2 雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化 |
|                     | 3 職業生涯を通じたキャリア形成の一層の推進   |
|                     | 4 技能の継承・振興               |
|                     | 5 産業人材育成施策の効果的な推進        |
| 第 4 部 職業能力開発の基本的施策  | 1 時代のニーズに対応した人材育成の推進     |
|                     | 2 雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化 |
|                     | 3 職業生涯を通じたキャリア形成の一層の推進   |
|                     | 4 技能の継承・振興               |
|                     | 5 産業人材育成施策の効果的な推進        |